



# 埼玉県報

第 2 4 2 4 号  
平成 2 4 年 9 月 1 4 日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [埼玉県議会定例会の招集\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [鴻巣都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [九郷阿保領用水土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画区域区分の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [伊奈学園総合高等学校外15校コンピュータ教室用機器等の賃貸借に関する落札者等の公示\(高校教育指導課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

# 告 示

埼玉県告示第千二百四十一号

埼玉県議会平成二十四年九月定例会を九月二十四日に招集する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第千二百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かさほらいいきスポーツクラブ

三 代表者の氏名

野崎 武士

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市笠原千五百七十三番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者まで多世代の住民を対象として行う、各種スポーツ活動や文化活動を通じて、地域社会の健康づくりおよびまちづくりに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東松山市学童保育の会

三 代表者の氏名

竹下 有司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市松山町一丁目十三番五十六号

五 定款に記載された目的

この会は、会員相互の助け合いによる運営の下、昼間労働等によって父母等が家庭にいない子ども達をはじめ、全ての子ども達の放課後及び学校休業日の安全で豊かな生活を築き、誰もが安心して働き、生活する事のできる地域社会を築く事を目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年八月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人武蔵丘スポーツクラブ
- 三 代表者の氏名  
福島 邦男
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県比企郡吉見町大字南吉見字村上百十一番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、子どもから高齢者まで、誰もが、いつまでもスポーツ活動や健康づくり活動に参加できる環境の実現を目指し、地域住民に対して、スポーツや健康づくりに関する事業を行い、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年九月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人やさしい釦
- 三 代表者の氏名  
岡 信行
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市東所沢一丁目三十四番地の六 サンライズマンション 二百三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害児に対して、個々人の力を十分に発揮できるように育み、心身の調和的な成長を図ることを目的とする。さらに、障害児・者が自分らしく安心して生活できるような具体的取り組み・ネットワーク創りを行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まちづくりサポートネット元気な人間

三 代表者の氏名

木内 勝司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間市豊岡四丁目二番二号入間市民活動センター内

五 定款に記載された目的

この法人は、自分たちのまちは自分たちでつくるといふ市民意識を高め、まちづくりへの市民参加のすそ野を広げ、市民活動団体のまちづくり力を強め、市民と行政との協働を発展させ、もって元気な人間の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年九月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人クラブ幸手
- 三 代表者の氏名  
野口 貞三郎
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県幸手市大字神明内百三十三番地四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、スポーツ・文化活動を通し、地域住民に対して、健康づくり・仲間づくりの普及振興を図り、健全な心身の発達、育成等に関する事業を行い、健康で楽しい地域コミュニティづくりに寄与することを目的とする。



## 告 示

埼玉県告示第千二百四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポート優

三 代表者の氏名

新井 定夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市原郷千九百三十九番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会において支援を必要とする障害を持つ人々に快適な生活の場、及び就労の場を提供するとともに、可能な限り各個人の生活の質が高められ、身体的、精神的、社会的、文化的に満足できる豊かな生活が営めるよう支援する。また、地域社会と密に連携しつつ、障害者の自立と共生にむけて絶えず創意工夫し、地域福祉の増進に寄与する。

## 告 示

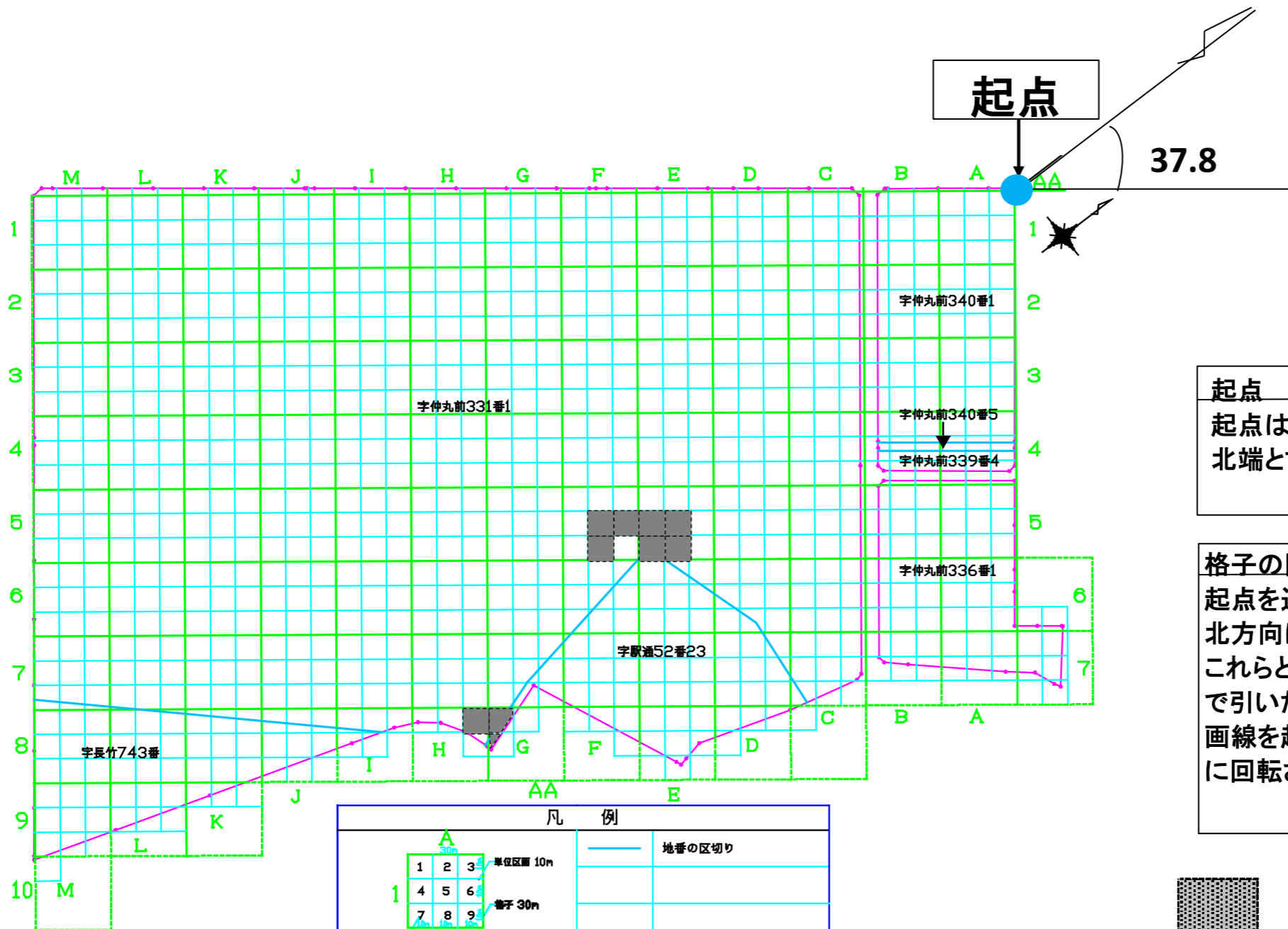
埼玉県告示第千二百四十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域  
別図のとおり（埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前三百三十一番一の一部及び  
字駅通五十二番二十三の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項  
の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

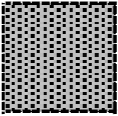


**起点**

37.8

**起点**  
 起点は字仲丸前340番1の最北端とする。

**格子の回転角度 37.8度**  
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。



**形質変更時要届出区域として指定する区域**

凡 例	
<p>単位区画 10m            格子 30m            地名名: A1-7</p>	<p>——— 地番の区切り</p>

## 告 示

埼玉県告示第千二百五十号

鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千二百五十一号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十四年九月五日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

病院		有効期限
名称	所在地	
川口市立医療センター	埼玉県川口市大字西新井宿百八十番地	平成二十七年九月四日
医療法人財団明理会イム	埼玉県富士見市大字鶴馬千九百六十七番地一号	同右
又富士見総合病院	埼玉県草加市松江二丁目三番地五十	同右
医療法人眞幸会草加松原整形外科医院	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘四丁目二千六百九十二番地一	同右
社会医療法人至仁会圏央所沢病院	埼玉県所沢市大字中富字北新田千八百六十五番地一	同右
埼玉西協同病院	埼玉県狭山市鶴ノ木一番三十三号	同右
狭山病院	埼玉県蓮田市大字根金字大山千六百六十二番地一	同右
蓮田病院	埼玉県大里郡寄居町大字用土三百九十五番地	同右
埼玉よりい病院	埼玉県秩父市中村町二丁目八番十四号	同右
秩父第一病院	埼玉県秩父市東町二十八番五号	同右
健生堂医院	埼玉県さいたま市西区大字島根二百九十九番地一	同右
さいたま市民医療センター	埼玉県さいたま市桜区田島四丁目三十五番十七号	同右
医療法人社団松弘会三愛病院		

帯津三敬病院

埼玉県川越市大字大中居五百四十五番地

平成二十七年九月四日

# 告 示

埼玉県告示第千二百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら東所沢店

埼玉県所沢市東所沢二丁目十一 一外

### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

有限会社セレスツネオカ 代表取締役 常岡勝己

埼玉県所沢市大字本郷七百九十六 二

木下達子

埼玉県所沢市東所沢五丁目十五番地二十五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年五月一日

### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七十五平方メートル

### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一六立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後八時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十四年八月三十日

二 縦覧期間

平成二十四年九月十四日から平成二十五年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年九月十四日から平成二十五年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告 示

埼玉県告示第千二百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール川口前川

埼玉県川口市前川一 一 十一

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）イオンモール川口キャラ

（変更後）イオンモール川口前川

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオン株式会社 代表執行役 岡田元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計百十三社

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計百七社

## ハ 変更年月日

平成十九年六月二十八日外

## ニ 届出年月日

平成二十四年九月五日

## 二 縦覧期間

平成二十四年九月十四日から平成二十五年一月十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年九月十四日から平成二十五年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン狭山店

埼玉県狭山市大字上奥富字上川原千二百二十六 一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンマルシェ株式会社 代表取締役 平島福喜

東京都港区赤坂二丁目十七番二十二号 赤坂ツインタワー東館  
十八階

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計二十三社

## ハ 変更年月日

平成二十二年十二月一日外

## ニ 届出年月日

平成二十四年九月五日

## 二 縦覧期間

平成二十四年九月十四日から平成二十五年一月十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年九月十四日から平成二十五年一月十五日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

狭山ショッピングデパート

埼玉県狭山市入間川三丁目三千六百二十四番地一号外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マイカル 代表取締役 岡田元也

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号 外 計十三社

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計十二社

## ハ 変更年月日

平成十九年四月一日外

## 二 届出年月日

平成二十四年九月五日

## ニ 縦覧期間

平成二十四年九月十四日から平成二十五年一月十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年九月十四日から平成二十五年一月十五日まで

## ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第千二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、九郷阿保領用土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 就任

職名	氏名	住所
----	----	----

理事	竹内 房夫	埼玉県本庄市児玉町保木野四百三十二番地一
----	-------	----------------------

## 二 退任

職名	氏名	住所
----	----	----

理事	角谷 輝蔵	埼玉県本庄市児玉町保木野三百七十二番地
----	-------	---------------------

# 告 示

埼玉県告示第千二百五十七号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

埼玉県告示第千二百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

富士見都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、富士見市まちづくり推進課、ふじみ野市都市計画課、三芳町都市計画課

四 縦覧期間

平成二十四年九月十四日から平成二十四年十月一日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

富士見都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

三 芳町大字藤久保字富士塚の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、富士見市まちづくり推進課、ふじみ野市都市計画課、三芳町都市計画課

四 縦覧期間

平成二十四年九月十四日から平成二十四年十月一日まで

## 告 示

埼玉県告示第千二百六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

伊奈学園総合高等学校外15校コンピュータ教室用機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校ICT推進担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成24年7月5日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号

5 落札金額

158,269,650円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成24年5月25日

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十四年五月二十五日

指令川建セ第二四〇〇三〇号

## 二 検査済証番号

平成二十四年九月五日

川建セ第二四〇〇三九号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字出丸下郷字居廻り下分四五〇番三、四五一番一、四五

## 一番四

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字出丸下郷四五二番地

前嶋 幸徳

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十四年三月二十一日

指令川建セ第二三〇一一九〇号

## 二 検査済証番号

平成二十四年九月五日

川建セ第二四〇〇三八号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字畑中字曾根六四四番一、六九四番三

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字畑中六九四番地

西村 政徳

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十四年三月二十一日

指令川建セ第二三〇〇七六〇号

## 二 検査済証番号

平成二十四年九月五日

川建セ第二四 四一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字北下砂字中通一八八番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北本市東間六丁目二番地三 あずまじゅねす2 202

小林 秀和 小林 宏乃